

チャイルドシートの適正使用に関する啓発のあり方について

1. 背景

- 本年 2 月、大阪市において軽自動車電柱衝突事故が発生し、作動したエアバッグの衝撃により助手席でシートベルトを装着していた当時 3 歳の女児が死亡する事故が発生するなど、チャイルドシートを適正に使用しなかったことが重傷化の一因と推測される事故が依然発生している。
- 今後の車両安全対策の方向性をとりまとめた「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会報告書（平成 28 年 6 月）」においても、チャイルドシートに関する安全対策として、より安全で使いやすいチャイルドシートの普及や基準不適合のチャイルドシートの排除などのハード面の安全対策に加え、チャイルドシートの適正使用率の向上を図ることとされている。
- これらを受けて国土交通省では、本年 9 月、秋の全国交通安全運動の機会を捉え、子供を車に乗せる際の注意事項について報道発表を行うとともに、関係機関に対し、当該注意事項をまとめたリーフレットを配布するなど、改めて周知・啓発を行ったところである（別紙 1 参照）。

2. 論点（別紙 2 参照）

- (1) チャイルドシートの適正使用の一層の徹底のためには、ユーザーに対してどのような点を強調し、どのような形で周知・啓発等を行うべきか。
- (2) チャイルドシートに関し、以下の点を考慮する必要があるとの指摘がある。
 - ① 自動車の「定員」とチャイルドシートの「搭載可能数」の関係について
基準に適合したチャイルドシートは寸法が大きく、複数の子供を乗車させる際には、乗車人数が定員の範囲内である場合であっても、子供の数に対応したチャイルドシートを設置できない場合がある。この場合、チャイルドシートを使用せずに乗車させるおそれがある。
→ 自動車の販売時等に、ユーザーに対し、「定員」とは別に、チャイルドシートの設置可能数を周知すべきではないか。
 - ② 道交法上、チャイルドシートの使用義務が免除されている座席（観光バスの座席等）における子供の安全対策について
構造上チャイルドシートを装着することが困難な座席（観光バス座席等）については、道交法上チャイルドシートの使用義務が免除されている。
→ チャイルドシートの設置は困難であるが、子供の安全を確保するための何らかの対策を検討すべきではないか。

平成 28 年 9 月 16 日
自 動 車 局

お子様を車に乗せる際の注意事項について

国土交通省では、警察庁とともに、「秋の全国交通安全運動」の機会を捉え、※お子様を車に乗せる際の注意事項を別紙のリーフレットに取りまとめ、ホームページに掲載するとともに、自動車ユーザーの方々に配布されるよう関係機関・団体へ送付しました。

シートベルトやエアバッグは、交通事故時に自動車の乗員の被害を軽減する重要な安全装置ですが、成人の体型を前提に設計されているため、体が小さいお子様には、適切に機能しないことや、被害を大きくすることがあります。

このため、お子様を車に乗せる際には、チャイルドシートを適切に使用する必要があります。

国土交通省では、警察庁とともに、「秋の全国交通安全運動」(9月21日(水)から30日(金))の機会を捉え、お子様を車に乗せる際の注意事項を別紙のリーフレットに取りまとめ、ホームページに掲載するとともに、自動車ユーザーの方々に配布されるよう関係機関・団体へ送付しました。

自動車ユーザーの皆様は、お子様を車に乗せる際には、特に、別紙の点について注意するとともに、チャイルドシートの説明書を読み、その適正使用をお願いします。

※ 6歳未満の子供を乗せる場合は、チャイルドシートを使用しなければならないこととされています。チャイルドシートは、お子様の体格にあったものを選びましょう。

【別紙】 お子様を車に乗せる際の注意事項について

【お問い合わせ先】

自動車局 技術政策課 村井・野原
代表：03-5253-8111 (内線 42252、42255)
直通：03-5253-8592、FAX：03-5253-1639
自動車局 審査・リコール課 盛田、田中
代表：03-5253-8111(内線 42302、42352)
直通：03-5253-8595(直通)、FAX：03-5253-1640

お子様を車に乗せる際の注意事項について

1. ※お子様を車に乗せる際は、必ずチャイルドシートを使用しましょう

【注意!!】 シートベルトは成人用に作られています。このため、子供がチャイルドシートを使用せずシートベルトを装着した場合、衝突時に体を適切に保護できず、首等に重大な傷害が発生するおそれがあります。また、抱っこも大変危険です。



(出典)一般社団法人日本自動車連盟(JAF)



(出典)一般社団法人日本自動車連盟(JAF)

※ 6歳未満の子供を乗せる場合は、チャイルドシートを使用しなければならないこととされています。チャイルドシートは、お子様の体格にあったものを選びましょう。

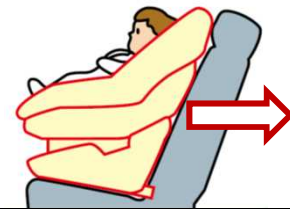
2. お子様はできるだけ後部座席に乗せるようにしましょう

【注意!!】 助手席では、膨張するエアバッグにより子供に被害が及ぶ場合があります。



エアバッグは、衝突時に乗員の被害を軽減する安全装置ですが、成人の体型を前提に設計されているため、体が小さい子供には、適切に機能しないことや、被害を大きくすることがあります。

助手席にチャイルドシート(※)を取り付ける場合は、助手席のシートを一番後ろに下げて前向きに取り付けてください。

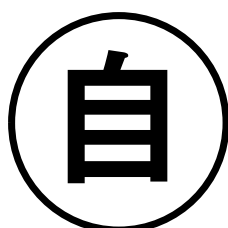


※ 助手席に後ろ向きチャイルドシートを取り付けることは危険です。

3. 国の安全基準への適合が確認されたチャイルドシートを使用しましょう

【注意!!】 国の基準に不適合のチャイルドシートでは、衝突時に子供を守れません。

国の安全基準への適合が確認されたチャイルドシートには、以下のいずれかの表示があります。



※「43」以外の番号が付されている製品も適合品です。



表示の例

1. チャイルドシートの後部座席への取付け



※ 乗車定員5人の乗用車の場合

2. シートベルト着用者の肩部高さを個別に調節可能な装置について

昨年11月の国連自動車基準調和世界フォーラム第169回会合において採択されたシートベルトに係る協定規則（第16号）の改正案が、来年2月に発効することに伴い、バス等の座席において、シートベルト着用者の肩部高さを個別に調節することができる装置を備えることが可能となる。

<協定規則第16号（抄）>

2.14.7. 「フレキシブルな肩部高さ調節装置」

調節部が車両構造（例：ピラー）またはシート構造（例：剛性シート構造）に直接取り付けられていない場合で、肩部の調節が

(a) フレキシブルな構造の上を移動させて行われ、かつ、

(b) ラップベルトの通し位置に干渉しない

場合に個々の着用者の肩部高さを調節するための装置。

8.1.1. （前略）カテゴリーM2 または M3 に属する車両のみ、フレキシブルな肩部高さ調節装置（2.14.7 項）を含む拘束装置を取り付けてもよい。

カテゴリーM2：乗員の運搬に使用する車両で、運転席に加えて8席を超えるシートから成り、かつ車両総重量が5トン以下のもの。

カテゴリーM3：乗員の運搬に使用する車両で、運転席に加えて8席を超えるシートから成り、かつ車両総重量が5トンを超えるもの。

